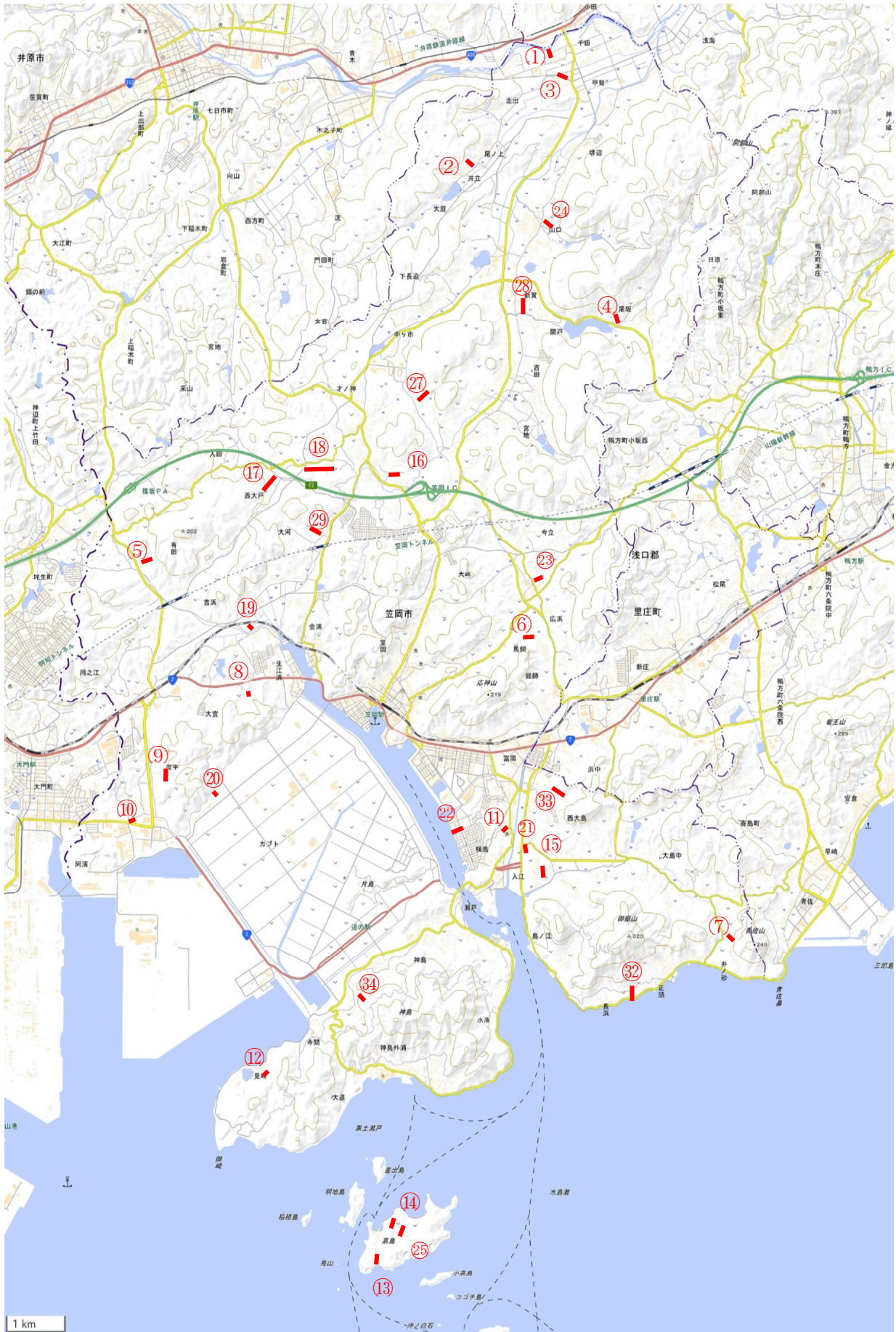


笠岡市地域防災計画
資料編
新旧対照表 別紙

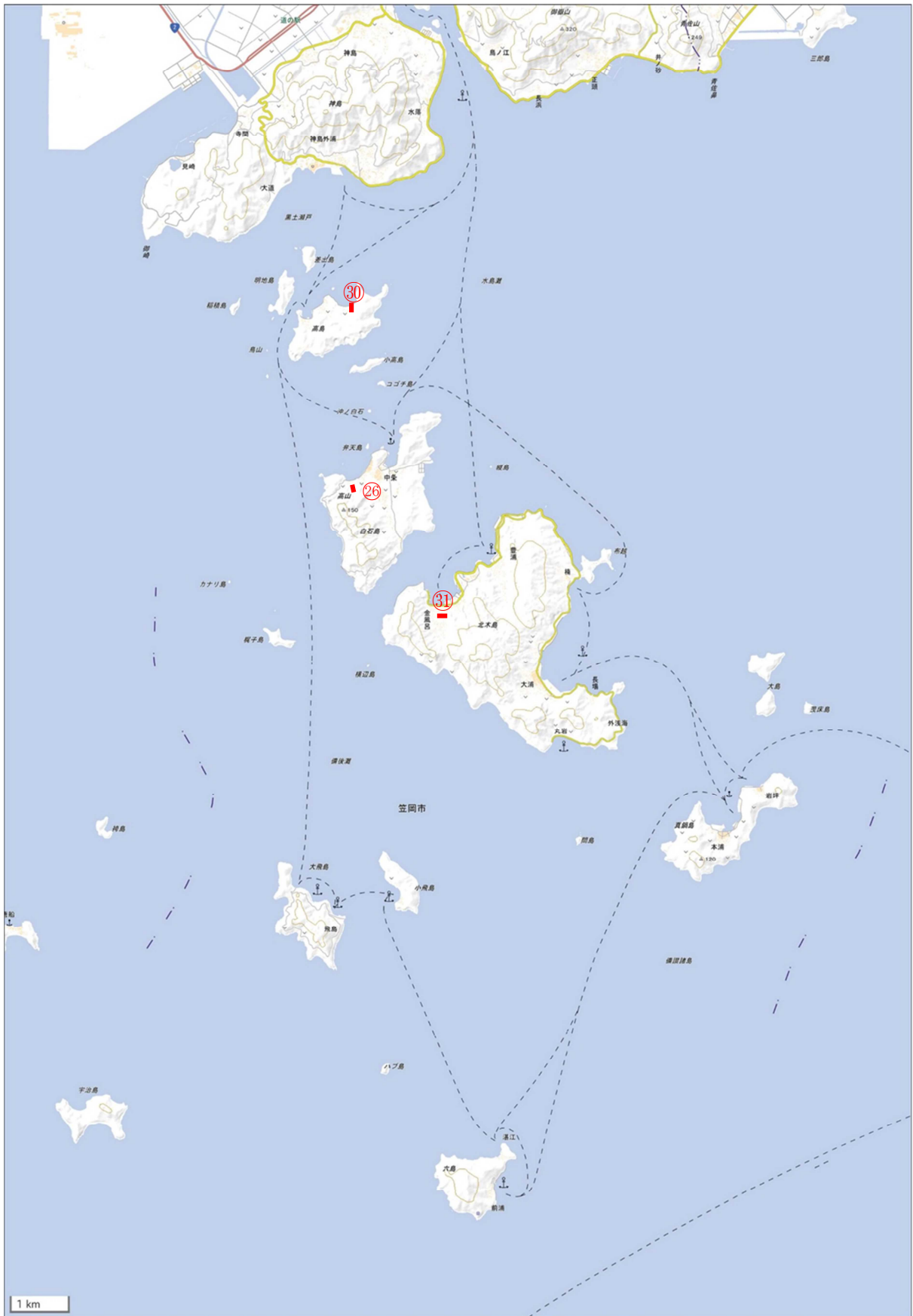
令和6年3月

笠岡市

その他排水路



その他排水路



資料 1 - 36 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害保健医療福祉調整本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害保健医療福祉調整本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和 37 年岡山県条例第 48 号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災対」という。）が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「おかやまDMA T」が出動する場合に設置する。

2 前項の規定により県本部が設置されたときに県災対が設置されている場合は、県本部は県災対の下に設置する。県本部が設置された後に県災対が設置されたときも同様とする。

(業務)

第 3 条 県本部は、災害対応に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (2) 保健医療福祉情報の収集、整理、分析及び提供
- (3) 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- (4) 医薬品等の供給に関する総合調整
- (5) 医療・福祉ボランティアの統括
- (6) その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項

(構成)

第 4 条 県本部は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健医療部長の職にある者を、副本部長は、保健医療部保健医療統括監及び子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第 5 条 本部長は、県本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

3 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、県本部との連携を図る。

5 災害医療コーディネーターは、専門委員と連携し、本部長に災害時の医療に関する支援策の立案、調整等を行う。

6 災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給や薬剤師派遣等に関する調整等を行う。

7 災害時小児周産期リエゾンは、小児・新生児・妊産婦等の受入及び搬送に関する立案、調整等及び小児周産期の医療従事者の確保に関する調整等を行う。

(本部会議)

第 6 条 県本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第 3 条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地域本部)

第 7 条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和 57 年合同訓令第 2 号）に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMA T」が出動する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、地域本部の設置を指示する。

(地域本部の業務)

第8条 地域本部は、災害時の保健医療福祉活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。

(地域本部の構成)

第9条 地域本部には、別表2に掲げる者をもって構成することを標準とする。

(地域本部長等)

第10条 地域本部長は、地域本部を総括する。

- 2 地域副本部長は、地域本部長を助け、地域本部長に事故あるときは、地域本部長の職務を代理する。
- 3 地域本部員は、地域本部長及び地域副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 4 地域専門委員は、地域本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、地域本部との連携を図る。

(庶務)

第11条 県本部の庶務は、保健医療部保健医療課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課において処理する。

- 2 第3条及び第8条に規定する業務の遂行については、本部員及び地域本部員の属する課等において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県本部について必要な事項は本部長が、地域本部について必要な事項は地域本部長が、別に定める。

附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

岡山県災害保健医療福祉調整本部構成員

職 名	所 属 ・ 職 名
本 部 長	保健医療部長
副本部長	保健医療部保健医療統括監
	子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監
本 部 員	保健医療部保健医療課長
	保健医療部医療推進課長
	保健医療部健康推進課長
	保健医療部生活衛生課長
	保健医療部医薬安全課長
	子ども・福祉部福祉企画課長
	子ども・福祉部指導監査室長
	子ども・福祉部子ども未来課長
	子ども・福祉部子ども家庭課長
	子ども・福祉部障害福祉課長
	子ども・福祉部長寿社会課長
	危機管理課長
消防保安課長	
専 門 委 員	岡山県医師会長
	岡山県病院協会会長
	岡山県精神科病院協会会長
	岡山県歯科医師会長
	岡山県薬剤師会長
	岡山県看護協会会長
	岡山県栄養士会長
	(基幹災害拠点病院) 岡山赤十字病院長
	日本赤十字社岡山県支部長
	岡山県医薬品卸業協会会長
岡山県社会福祉協議会長	
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害薬事 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害時小児周産期 リエゾン	知事が別に委嘱する者

別表 2

岡山県地域災害保健医療福祉調整本部構成員

職名	所属・職名		
	備前局	備中局	美作局
地域本部長	備前県民局健康福祉部 担当次長（備前保健所長）	備中県民局健康福祉部 担当次長（備中保健所長）	美作県民局健康福祉部 担当次長（美作保健所長）
地域副本部長		備中県民局次長 （備北保健所長）	美作県民局次長 （真庭保健所長）
	備前県民局健康福祉部長	備中県民局健康福祉部長	美作県民局健康福祉部長
地域本部員	備前県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備中県民局健康福祉部 企画調整情報課長	美作県民局健康福祉部 企画調整情報課長
	備前県民局健康福祉部 健康福祉課長	備中県民局健康福祉部 健康福祉課長	美作県民局健康福祉部 健康福祉課長
	備前県民局健康福祉部 福祉振興課長	備中県民局健康福祉部 福祉振興課長	美作県民局健康福祉部 福祉振興課長
	備前県民局健康福祉部 保健課長	備中県民局健康福祉部 保健課長	美作県民局健康福祉部 保健課長
		備中県民局健康福祉部 備北保健課長	美作県民局健康福祉部 真庭保健課長
	備前県民局健康福祉部 東備地域保健課長	備中県民局健康福祉部 井笠地域保健課長	美作県民局健康福祉部 勝英地域保健課長
		備中県民局健康福祉部 新見地域保健課長	
	備前県民局健康福祉部 衛生課長	備中県民局健康福祉部 衛生課長	美作県民局健康福祉部 衛生課長
		備中県民局健康福祉部 備北衛生課長	美作県民局健康福祉部 真庭衛生課長
地域専門委員	地区医師会長		
	岡山県病院協会支部長		
	地区歯科医師会長		
	岡山県薬剤師会支部長		
	岡山県看護協会支部長		
	岡山県栄養士会支部長		
	災害拠点病院（地域災害拠点病院）長		
災害医療コーディネーター	知事が別に委嘱する者		
災害薬事コーディネーター	知事が別に委嘱する者		

資料 1 - 40 土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	地区名	区域名	発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	公示日	基礎調査番号	主な避難所
1	相生	<u>205K 相生 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2273	金浦公民館
2	相生	<u>205K 相生 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-826	
3	相生	<u>205K 相生 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-827	
4	相生	<u>205K 相生 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	III-145	
5	相生	<u>205D 相生 001</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29096	
6	相生	<u>205D 相生 002</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29097	
7	相生	<u>205D 相生 003</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29098	
8	相生	<u>205D 相生 004</u>	土石流	○	H30.3.23	II-29092-1	
9	相生	<u>205D 相生 005</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	II-29092-2	
10	有田	<u>205K 有田 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2264	陶山小学校
11	有田	<u>205K 有田 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2265	
12	有田	<u>205K 有田 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2270	
13	有田	<u>205K 有田 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-810	
14	有田	<u>205K 有田 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-811	
15	有田	<u>205K 有田 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-812	
16	有田	<u>205D 有田 001</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29013	
17	有田	<u>205D 有田 002</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29014	
18	有田	<u>205D 有田 003</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29015	
19	有田	<u>205D 有田 004</u>	土石流	○	R1.5.21	II-29018	
20	有田	<u>205D 有田 005</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29011	
21	有田	<u>205D 有田 006</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29012	
22	有田	<u>205D 有田 007</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29017-1	
23	有田	<u>205D 有田 008</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29017-2	
24	今立	<u>205K 今立 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	II-825	今井公民館
25	今立	<u>205K 今立 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(A)	
26	今立	<u>205K 今立 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(B)	
27	今立	<u>205K 今立 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	金山(C)	
28	今立	<u>205D 今立 001</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29088	
29	今立	<u>205D 今立 002</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29089	
30	今立	<u>205D 今立 003</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29090	
31	今立	<u>205D 今立 004</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29091	
32	今立	<u>205D 今立 005</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29113	
33	今立	<u>205D 今立 006</u>	土石流	○	R1.5.21	II-29114	
34	今立	<u>205D 今立 007</u>	土石流	×(対象外)	H27.3.31	II-29115	
35	今立	<u>205D 今立 008</u>	土石流	○	R1.5.21	II-29116	
36	今立	<u>205D 今立 009</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	上山谷	
37	入江	<u>205K 入江 001</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1105	横江幼稚園
38	入江	<u>205K 入江 002</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1107	

39	絵師	<u>205D 絵師 001</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29137	笠岡東中学校
40	絵師	<u>205D 絵師 002</u>	土石流	○	R2.9.29	Ⅲ-29136	
41	生江浜	<u>205K 生江浜 001</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-2066	金浦公民館
42	生江浜	<u>205K 生江浜 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2275	
43	生江浜	<u>205K 生江浜 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	生江浜-01	
44	生江浜	<u>205D 生江浜 001</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29036	
45	生江浜	<u>205D 生江浜 002</u>	土石流	○	H30.3.23	三反畑川	
46	大井南	<u>205D 大井南 001</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29095	大井小学校
47	大井南	<u>205D 大井南 002</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29032	
48	大井南	<u>205D 大井南 003</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29094	
49	大井南	<u>205K 大井南 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	大井南	
50	大宜	<u>205K 大宜 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2276	城見小学校
51	大宜	<u>205K 大宜 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-816	
52	大宜	<u>205D 大宜 001</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29035	
53	大宜	<u>205D 大宜 002</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29144	
54	大宜	<u>205D 大宜 003</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29145-1	
55	大宜	<u>205D 大宜 004</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29145-2	
56	大河	<u>205K 大河 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2271	金浦公民館
57	大河	<u>205K 大河 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	Ⅱ-808	
58	大河	<u>205K 大河 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	I-2272-1	
59	大河	<u>205K 大河 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2272	
60	大河	<u>205K 大河 005</u>	急傾斜地の崩壊	×(該当無)	H27.3.31	Ⅱ-809	
61	大河	<u>205D 大河 001</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29029	
62	大河	<u>205D 大河 002</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29030	
63	大河	<u>205D 大河 003</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29031	
64	大河	<u>205D 大河 004</u>	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29028	
65	大河	<u>205D 大河 005</u>	土石流	○	H25.3.15	I-29027	
66	大河	<u>205D 大河 006</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅲ-29033	
67	大島中	<u>205K 大島中 001</u>	急傾斜地の崩壊	×(該当無)	H19.3.20	I-61	大島小学校
68	大島中	<u>205K 大島中 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2290	
69	大島中	<u>205K 大島中 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-1113	
70	大島中	<u>205K 大島中 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-1114	
71	大島中	<u>205K 大島中 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-2291	
72	大島中	<u>205K 大島中 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-853	
73	大島中	<u>205K 大島中 007</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-858	
74	大島中	<u>205K 大島中 008</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅲ-147	
75	大島中	<u>205K 大島中 009</u>	急傾斜地の崩壊	-	H26.2.14	I-1111	
76	大島中	<u>205K 大島中 010</u>	急傾斜地の崩壊	-	H26.2.14	I-1112	
77	大島中	<u>205K 大島中 011</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2289	

78	大島中	<u>205K 大島中 012</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-851	
79	大島中	<u>205K 大島中 013</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-852	
80	大島中	<u>205K 大島中 014</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-854	
81	大島中	<u>205D 大島中 001</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29225	
82	大島中	<u>205D 大島中 002</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29226	
83	大島中	<u>205D 大島中 003</u>	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29227	
84	大島中	<u>205D 大島中 004</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29215	
85	大島中	<u>205D 大島中 005</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29218	
86	大島中	<u>205D 大島中 006</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29219	
87	大島中	<u>205D 大島中 007</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29220	
88	大島中	<u>205D 大島中 008</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29223	
89	大島中	<u>205D 大島中 009</u>	土石流	○	H20.3.28	Ⅱ-29216	
90	大島中	<u>205D 大島中 010</u>	土石流	○	H20.3.28	Ⅲ-29217	
91	大島中	<u>205D 大島中 011</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29174	
92	大島中	<u>205D 大島中 012</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29175	
93	大島中	<u>205D 大島中 013</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29208	
94	大島中	<u>205D 大島中 014</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29209-1	
95	大島中	<u>205D 大島中 015</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29209-2	
96	大島中	<u>205D 大島中 016</u>	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29222-1	
97	大島中	<u>205D 大島中 017</u>	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29222-2	
98	大島中	<u>205D 大島中 018</u>	土石流	×(該当無)	H26.2.14	Ⅱ-29224	
99	尾坂	<u>205K 尾坂 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2260	
100	尾坂	<u>205K 尾坂 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2261	
101	尾坂	<u>205K 尾坂 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-820	
102	尾坂	<u>205D 尾坂 001</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29061	
103	尾坂	<u>205D 尾坂 002</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29064	
104	尾坂	<u>205D 尾坂 003</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29066	
105	尾坂	<u>205D 尾坂 004</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29073	
106	尾坂	<u>205D 尾坂 005</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29074	尾坂幼稚園
107	尾坂	<u>205D 尾坂 006</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29075	
108	尾坂	<u>205D 尾坂 007</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29062	
109	尾坂	<u>205D 尾坂 008</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29065	
110	尾坂	<u>205D 尾坂 009</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29072	
111	尾坂	<u>205D 尾坂 010</u>	土石流	×(対象外)	H28.3.29	Ⅲ-29059	
112	尾坂	<u>205D 尾坂 011</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29060	
113	押撫	<u>205D 押撫 001</u>	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29016	陶山小学校
114	小平井	<u>205K 小平井 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-821	
115	小平井	<u>205D 小平井 001</u>	土石流	○	H25.3.15	I-29076	大井小学校
116	小平井	<u>205D 小平井 002</u>	土石流	○	H30.3.23	Ⅱ-29093	
117	笠岡	<u>205K 笠岡 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	I-1100	
118	笠岡	<u>205K 笠岡 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.12.27	I-2280	笠岡小学校
119	笠岡	<u>205K 笠岡 003</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1095	

120	笠岡	<u>205K 笠岡 004</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1096	
121	笠岡	<u>205K 笠岡 005</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1097	
122	笠岡	<u>205K 笠岡 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-1098	
123	笠岡	<u>205K 笠岡 007</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1101	
124	笠岡	<u>205K 笠岡 008</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2081	
125	笠岡	<u>205K 笠岡 009</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2277	
126	笠岡	<u>205K 笠岡 010</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2278	
127	笠岡	<u>205K 笠岡 011</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-828	
128	笠岡	<u>205K 笠岡 012</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	R4.8.26	宮地中	
129	笠岡	<u>205D 笠岡 001</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29102-1	
130	笠岡	<u>205D 笠岡 002</u>	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29102-2	
131	笠岡	<u>205D 笠岡 003</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29105	
132	笠岡	<u>205D 笠岡 004</u>	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29106	
133	笠岡	<u>205D 笠岡 005</u>	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29123	
134	笠岡	<u>205D 笠岡 006</u>	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29127	
135	笠岡	<u>205D 笠岡 007</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29129	
136	笠岡	<u>205D 笠岡 008</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29160	
137	笠岡	<u>205D 笠岡 009</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29161	
138	笠岡	<u>205D 笠岡 010</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29099	
139	笠岡	<u>205D 笠岡 011</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29100	
140	笠岡	<u>205D 笠岡 012</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29101	
141	笠岡	<u>205D 笠岡 013</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29107	
142	笠岡	<u>205D 笠岡 014</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29108	
143	笠岡	<u>205D 笠岡 015</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29109	
144	笠岡	<u>205D 笠岡 016</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29124	
145	笠岡	<u>205D 笠岡 017</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29125	
146	笠岡	<u>205D 笠岡 018</u>	土石流	○	H30.3.23	I-29126	
147	笠岡	<u>205D 笠岡 019</u>	土石流	×(対象外)	H27.3.31	I-29128	
148	笠岡	<u>205D 笠岡 020</u>	土石流	○	H30.3.23	II-29131	
149	笠岡	<u>205D 笠岡 021</u>	土石流	○	H30.3.23	III-29103	
150	笠岡	<u>205D 笠岡 022</u>	土石流	○	H30.3.23	III-29130	
151	笠岡	<u>205D 笠岡 023</u>	土石流	○	H30.3.23	III-29132	
152	笠岡	<u>205D 笠岡 024</u>	土石流	○	H30.3.23	III-29133	
153	春日台	<u>205K 春日台 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	I-59	大井小学校
154	春日台	<u>205K 春日台 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2279	
155	金浦	<u>205K 金浦 001</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1091	金浦中学校
156	金浦	<u>205K 金浦 002</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1093	

157	金浦	<u>205K 金浦 003</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	I-1094-2
158	金浦	<u>205K 金浦 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2274
159	金浦	<u>205D 金浦 001</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29037
160	北木島町	<u>205K 北木島町 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1118
161	北木島町	<u>205K 北木島町 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1119
162	北木島町	<u>205K 北木島町 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1122
163	北木島町	<u>205K 北木島町 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1123
164	北木島町	<u>205K 北木島町 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2302
165	北木島町	<u>205K 北木島町 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2303
166	北木島町	<u>205K 北木島町 007</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2304
167	北木島町	<u>205K 北木島町 008</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2305
168	北木島町	<u>205K 北木島町 009</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-863
169	北木島町	<u>205K 北木島町 010</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	II-864
170	北木島町	<u>205K 北木島町 011</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H28.3.29	I-1120
171	北木島町	<u>205K 北木島町 012</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1121
172	北木島町	<u>205K 北木島町 013</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	平山
173	北木島町	<u>205D 北木島町 001</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29239
174	北木島町	<u>205D 北木島町 002</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29240
175	北木島町	<u>205D 北木島町 003</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29241
176	北木島町	<u>205D 北木島町 004</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29242
177	北木島町	<u>205D 北木島町 005</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29243
178	北木島町	<u>205D 北木島町 006</u>	土石流	×(対象外)	H23.3.11	I-29244
179	北木島町	<u>205D 北木島町 007</u>	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29245
180	北木島町	<u>205D 北木島町 008</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29246

笠岡諸島開発総合センター

181	北木島町	<u>205D 北木島町 009</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29247
182	北木島町	<u>205D 北木島町 010</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29248
183	北木島町	<u>205D 北木島町 011</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29249
184	北木島町	<u>205D 北木島町 012</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29250
185	北木島町	<u>205D 北木島町 013</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29251-1
186	北木島町	<u>205D 北木島町 014</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29251-2
187	北木島町	<u>205D 北木島町 015</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29252
188	北木島町	<u>205D 北木島町 016</u>	土石流	×(対 象外)	H23.3.11	I-29255
189	北木島町	<u>205D 北木島町 017</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29256
190	北木島町	<u>205D 北木島町 018</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29257
191	北木島町	<u>205D 北木島町 019</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29259
192	北木島町	<u>205D 北木島町 020</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29260
193	北木島町	<u>205D 北木島町 021</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29261
194	北木島町	<u>205D 北木島町 022</u>	土石流	×(対 象外)	H23.3.11	I-29262
195	北木島町	<u>205D 北木島町 023</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29263
196	北木島町	<u>205D 北木島町 024</u>	土石流	×(対 象外)	H23.3.11	I-29264
197	北木島町	<u>205D 北木島町 025</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29265
198	北木島町	<u>205D 北木島町 026</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29266
199	北木島町	<u>205D 北木島町 027</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29267
200	北木島町	<u>205D 北木島町 028</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29268-1
201	北木島町	<u>205D 北木島町 029</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29268-2
202	北木島町	<u>205D 北木島町 030</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29269
203	北木島町	<u>205D 北木島町 031</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29270
204	北木島町	<u>205D 北木島町 032</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29271

205	北木島町	205D 北木島町 033	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	Ⅱ-29253	小北中学校	
206	北木島町	205D 北木島町 034	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	Ⅱ-29254		
207	北木島町	205D 北木島町 035	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	Ⅱ-29258		
208	甲弩	205K 甲弩 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	甲弩-1		
209	甲弩	205D 甲弩 001	土石流	○	H19.3.20	I-29002		
210	甲弩	205D 甲弩 002	土石流	○	H19.3.20	I-29003		
211	甲弩	205D 甲弩 003	土石流	×(該 当無)	H19.3.20	I-29004		
212	甲弩	205D 甲弩 004	土石流	○	H19.3.20	I-29005		
213	甲弩	205D 甲弩 005	土石流	×(該 当無)	H19.3.20	I-29006		
214	甲弩	205D 甲弩 006	土石流	○	H19.3.20	I-29007		
215	甲弩	205D 甲弩 007	土石流	×(該 当無)	H19.3.20	I-29058		
216	神島	205K 神島 001	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅱ-838		神内小学校
217	神島	205K 神島 002	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅱ-839		
218	神島	205K 神島 003	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H27.3.31	I-1103		
219	神島	205K 神島 004	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1106		
220	神島	205K 神島 005	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H27.3.31	I-1108		
221	神島	205K 神島 006	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H27.3.31	I-1109		
222	神島	205K 神島 007	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H27.3.31	I-1110		
223	神島	205K 神島 008	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2284		
224	神島	205K 神島 009	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-2299		
225	神島	205K 神島 010	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-835		
226	神島	205K 神島 011	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-837		
227	神島	205K 神島 012	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-840		
228	神島	205K 神島 013	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-841		
229	神島	205K 神島 014	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-842		
230	神島	205K 神島 015	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-843		
231	神島	205K 神島 016	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	Ⅱ-844		
232	神島	205D 神島 001	土石流	○	H25.3.15	I-29177		
233	神島	205D 神島 002	土石流	○	H25.3.15	I-29178		
234	神島	205D 神島 003	土石流	○	H25.3.15	I-29179-1		
235	神島	205D 神島 004	土石流	○	H25.3.15	I-29179-2		
236	神島	205D 神島 005	土石流	○	R2.9.29	I-29151		
237	神島	205D 神島 006	土石流	×(該 当無)	H27.3.31	I-29153		
238	神島	205D 神島 007	土石流	○	R2.9.29	I-29154		
239	神島	205D 神島 008	土石流	×(該 当無)	H27.3.31	I-29176		
240	神島	205D 神島 009	土石流	○	R2.9.29	I-29180		
241	神島	205D 神島 010	土石流	○	R2.9.29	I-29181		

242	神島	205D 神島 011	土石流	○	R2.9.29	I-29182
243	神島	205D 神島 012	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29183
244	神島	205D 神島 013	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29184
245	神島	205D 神島 014	土石流	○	R2.9.29	I-29198
246	神島	205D 神島 015	土石流	○	R2.9.29	II-29152
247	神島	205D 神島 016	土石流	×(対象外)	H27.3.31	II-29185
248	神島	205D 神島 017	土石流	○	R2.9.29	II-29197
249	神島	205D 神島 018	土石流	○	R2.9.29	II-29199
250	神島	205D 神島 019	土石流	○	R2.9.29	III-29155
251	神島外浦	205K 神島外浦 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2296-1
252	神島外浦	205K 神島外浦 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2296-2
253	神島外浦	205K 神島外浦 003	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2297
254	神島外浦	205K 神島外浦 004	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2298
255	神島外浦	205K 神島外浦 005	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	II-846
256	神島外浦	205K 神島外浦 006	急傾斜地の崩壊	-	H27.3.31	I-1115
257	神島外浦	205K 神島外浦 007	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2295
258	神島外浦	205K 神島外浦 008	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-836
259	神島外浦	205K 神島外浦 009	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	II-845
260	神島外浦	205D 神島外浦 001	土石流	○	H19.3.20	I-29159
261	神島外浦	205D 神島外浦 002	土石流	○	H19.3.20	I-29189
262	神島外浦	205D 神島外浦 003	土石流	○	H19.3.20	I-29190-1
263	神島外浦	205D 神島外浦 004	土石流	○	H19.3.20	I-29190-2
264	神島外浦	205D 神島外浦 005	土石流	○	H19.3.20	I-29191
265	神島外浦	205D 神島外浦 006	土石流	○	H19.3.20	I-29192
266	神島外浦	205D 神島外浦 007	土石流	○	H19.3.20	I-29193
267	神島外浦	205D 神島外浦 008	土石流	○	H19.3.20	I-29194
268	神島外浦	205D 神島外浦 009	土石流	○	H19.3.20	I-29195

神外小学校

269	神島外浦	205D 神島外浦 010	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29158	
270	神島外浦	205D 神島外浦 011	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29196	
271	神島外浦	205D 神島外浦 012	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29201	
272	神島外浦	205D 神島外浦 013	土石流	○	H19.3.20	Ⅲ-29157	
273	神島外浦	205D 神島外浦 014	土石流	○	H19.3.20	Ⅲ-29200	
274	神島外浦	205D 神島外浦 015	土石流	○	H30.3.23	I-29186	
275	神島外浦	205D 神島外浦 016	土石流	○	H30.3.23	I-29187	
276	神島外浦	205D 神島外浦 017	土石流	×(該 当無)	H27.3.31	I-29188	
277	篠坂	205K 篠坂 001	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2262	陶山小学校
278	篠坂	205K 篠坂 002	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2263	
279	篠坂	205K 篠坂 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-806	
280	篠坂	205K 篠坂 004	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅲ-141	
281	篠坂	205D 篠坂 001	土石流	○	H24.3.27	I-29010	
282	篠坂	205D 篠坂 002	土石流	○	H24.3.27	Ⅱ-29009	
283	篠坂	205D 篠坂 003	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29008	
284	白石島	205K 白石島 001	急傾斜地の崩壊	—	H23.3.11	I-1116	白石中学校
285	白石島	205K 白石島 002	急傾斜地の崩壊	—	H23.3.11	I-1117	
286	白石島	205K 白石島 003	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2301	
287	白石島	205D 白石島 001	土石流	○	H30.3.23	I-29230	
288	白石島	205D 白石島 002	土石流	○	H30.3.23	I-29231	
289	白石島	205D 白石島 003	土石流	○	H30.3.23	I-29232	
290	白石島	205D 白石島 004	土石流	—	H23.3.11	I-29233	
291	白石島	205D 白石島 005	土石流	—	H23.3.11	I-29237	
292	白石島	205D 白石島 006	土石流	○	H30.3.23	I-29238	
293	白石島	205D 白石島 007	土石流	○	H30.3.23	Ⅱ-29234	
294	白石島	205D 白石島 008	土石流	○	H30.3.23	Ⅱ-29235	
295	白石島	205D 白石島 009	土石流	○	H30.3.23	Ⅱ-29236	
296	新賀	205K 新賀 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-818	吉田文化 会館
297	新賀	205K 新賀 002	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-819	
298	新賀	205D 新賀 001	土石流	○	R3.6.1	I-29043	
299	新賀	205D 新賀 002	土石流	○	R3.6.1	I-29044	
300	新賀	205D 新賀 003	土石流	○	R3.6.1	I-29045-1	
301	新賀	205D 新賀 004	土石流	○	R3.6.1	I-29045-2	
302	新賀	205D 新賀 005	土石流	○	R3.6.1	I-29045-3	
303	新賀	205D 新賀 006	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29046	
304	新賀	205D 新賀 007	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29047	
305	新賀	205D 新賀 008	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29048	
306	新賀	205D 新賀 009	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29042	
307	新賀	205D 新賀 010	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29050	

308	新賀	<u>205D 新賀 011</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29051	
309	新賀	<u>205D 新賀 012</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29069	
310	新賀	<u>205J 新賀 001</u>	地滑り	-	R3.6.1	東大戸	
311	関戸	<u>205D 関戸 001</u>	土石流	×(該当無)	H28.3.29	Ⅱ-29070	吉田文化会館
312	関戸	<u>205D 関戸 002</u>	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29071	
313	園井	<u>205K 園井 001</u>	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H27.3.31	Ⅱ-823	今井公民館
314	園井	<u>205D 園井 001</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29104	
315	園井	<u>205D 園井 002</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29110	
316	園井	<u>205D 園井 003</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29111	
317	園井	<u>205D 園井 004</u>	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29085	
318	園井	<u>205D 園井 005</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅱ-29086	
319	高島	<u>205K 高島 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2300	高島公民館
320	高島	<u>205K 高島 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	Ⅱ-862	
321	富岡	<u>205D 富岡 001</u>	土石流	○	H24.3.27	I-29164	笠岡東中学校
322	富岡	<u>205D 富岡 002</u>	土石流	○	R2.9.29	I-29162	
323	富岡	<u>205D 富岡 003</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29163	
324	富岡	<u>205D 富岡 004</u>	土石流	×(該当無)	H27.3.31	I-29165	
325	西大島	<u>205K 西大島 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2286	大島小学校
326	西大島	<u>205K 西大島 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	I-2287	
327	西大島	<u>205K 西大島 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅱ-848	
328	西大島	<u>205K 西大島 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.20	Ⅱ-849	
329	西大島	<u>205K 西大島 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	I-2293	
330	西大島	<u>205K 西大島 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-859	
331	西大島	<u>205K 西大島 007</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-860	
332	西大島	<u>205K 西大島 008</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅱ-861	
333	西大島	<u>205K 西大島 009</u>	急傾斜地の崩壊	○	H20.3.28	Ⅲ-146	
334	西大島	<u>205K 西大島 010</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-60	
335	西大島	<u>205K 西大島 011</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-1102	笠岡東中学校
336	西大島	<u>205K 西大島 012</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2285	
337	西大島	<u>205K 西大島 013</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	西大島-01	
338	西大島	<u>205K 西大島 014</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	I-2292	大島小学校
339	西大島	<u>205K 西大島 015</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-855	
340	西大島	<u>205K 西大島 016</u>	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-856	
341	西大島	<u>205D 西大島 001</u>	土石流	×(該当無)	H18.3.20	Ⅱ-29172	
342	西大島	<u>205D 西大島 002</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29202	
343	西大島	<u>205D 西大島 003</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29210-1	
344	西大島	<u>205D 西大島 004</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29210-2	
345	西大島	<u>205D 西大島 005</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29211	
346	西大島	<u>205D 西大島 006</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29212	
347	西大島	<u>205D 西大島 007</u>	土石流	○	H20.3.28	I-29213	
348	西大島	<u>205D 西大島 008</u>	土石流	○	R1.5.21	I-29167	

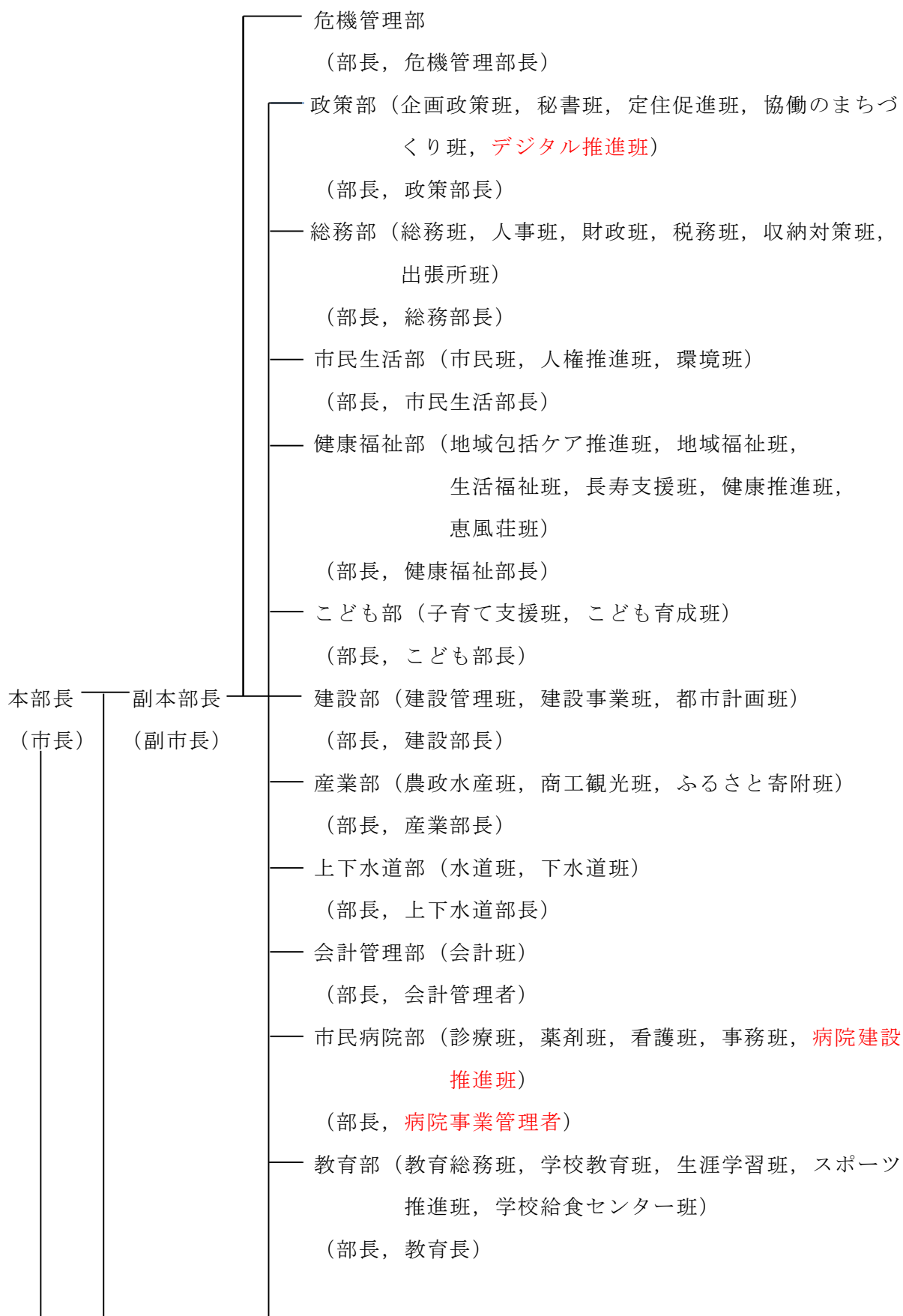
349	西大島	205D 西大島 009	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29166	
350	西大島	205D 西大島 010	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29206-1	
351	西大島	205D 西大島 011	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29206-2	
352	西大島	205D 西大島 012	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29171	
353	西大島	205D 西大島 013	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29168	
354	西大島	205D 西大島 014	土石流	○	R1.5.21	I-29203	
355	西大島	205D 西大島 015	土石流	○	R1.5.21	I-29205	
356	西大島	205D 西大島 016	土石流	○	R1.5.21	I-29207	
357	西大島	205D 西大島 017	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29173	
358	西大島	205D 西大島 018	土石流	○	R1.5.21	Ⅲ-29204	
359	入田	205K 入田 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-804	陶山小学校
360	入田	205K 入田 002	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-805	
361	入田	205K 入田 003	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-807	
362	走出	205K 走出 001	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	I-2259	小北中学校
363	走出	205K 走出 002	急傾斜地の崩壊	○	H19.3.20	Ⅱ-817	
364	走出	205K 走出 003	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	H28.3.29	I-1088	
365	走出	205K 走出 004	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2257	
366	走出	205K 走出 005	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2258	
367	走出	205K 走出 006	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-802	
368	走出	205K 走出 007	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-803	
369	走出	205D 走出 001	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29038	
370	走出	205D 走出 002	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29039	
371	走出	205D 走出 003	土石流	×(該当無)	H19.3.20	I-29040	
372	走出	205D 走出 004	土石流	×(該当無)	H28.3.29	I-29001	
373	走出	205D 走出 005	土石流	×(該当無)	H28.3.29	Ⅲ-29041	
374	東大戸	205K 東大戸 001	急傾斜地の崩壊	○	R1.5.21	Ⅱ-822	大井小学校
375	東大戸	205D 東大戸 001	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29077	
376	東大戸	205D 東大戸 002	土石流	×(該当無)	H24.3.27	I-29078	
377	飛島	205K 飛島 001	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1128	飛島公民館
378	飛島	205K 飛島 002	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1129	
379	飛島	205D 飛島 001	土石流	×(該当無)	H23.3.11	I-29272	
380	飛島	205D 飛島 002	土石流	×(該当無)	H23.3.11	Ⅱ-29273	
381	広浜	205K 広浜 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	広浜	今井公民館
382	広浜	205D 広浜 001	土石流	○	R1.5.21	I-29118	
383	広浜	205D 広浜 002	土石流	○	R1.5.21	I-29121	
384	広浜	205D 広浜 003	土石流	○	R3.6.1	I-29122	
385	広浜	205D 広浜 004	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29119	
386	広浜	205D 広浜 005	土石流	○	R1.5.21	Ⅱ-29120	
387	広浜	205D 広浜 006	土石流	×(該当無)	H27.3.31	Ⅲ-29117	

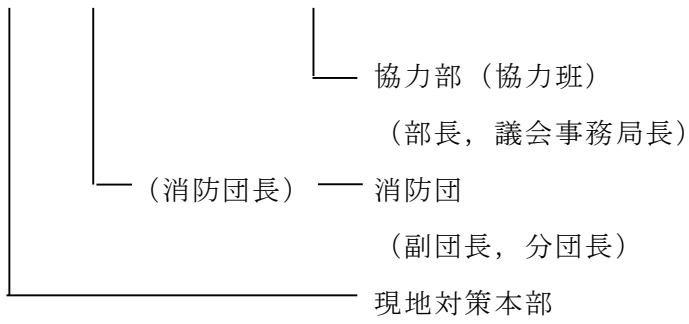
				当無)			
388	平成町	<u>205D 平成町 001</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	I-29142-1	茂平会館
389	平成町	<u>205D 平成町 002</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	I-29142-2	
390	平成町	<u>205D 平成町 003</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	I-29148	
391	平成町	<u>205D 平成町 004</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	I-29149	
392	平成町	<u>205D 平成町 005</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	III-29147	
393	馬飼	<u>205D 馬飼 001</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29135	今井公民館
394	馬飼	<u>205D 馬飼 002</u>	土石流	×(該 当無)	H27.3.31	III-29112-1	
395	馬飼	<u>205D 馬飼 003</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29112-2	
396	馬飼	<u>205D 馬飼 004</u>	土石流	○	R1.5.21	III-29134	
397	真鍋島	<u>205K 真鍋島 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1124	真鍋島 中学校
398	真鍋島	<u>205K 真鍋島 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1125	
399	真鍋島	<u>205K 真鍋島 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1126	
400	真鍋島	<u>205K 真鍋島 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1127	
401	真鍋島	<u>205K 真鍋島 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-2306	
402	真鍋島	<u>205K 真鍋島 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	真鍋島	
403	真鍋島	<u>205D 真鍋島 001</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29274	
404	美の浜	<u>205K 美の浜 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R2.9.29	I-1104	美の浜会館
405	六島	<u>205K 六島 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	H30.3.23	I-1130	六島北浦 文化会館
406	六島	<u>205D 六島 001</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29275	
407	六島	<u>205D 六島 002</u>	土石流	×(該 当無)	H23.3.11	I-29276	
408	用之江	<u>205K 用之江 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	用之江	城見小学校
409	用之江	<u>205D 用之江 001</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29019	
410	用之江	<u>205D 用之江 002</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29020	
411	用之江	<u>205D 用之江 003</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29021-1	
412	用之江	<u>205D 用之江 004</u>	土石流	○	R3.6.1	I-29021-2	
413	用之江	<u>205D 用之江 005</u>	土石流	○	R3.6.1	III-29138	
414	茂平	<u>205K 茂平 001</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2281	
415	茂平	<u>205K 茂平 002</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2282	
416	茂平	<u>205K 茂平 003</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	I-2283	
417	茂平	<u>205K 茂平 004</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-7	
418	茂平	<u>205K 茂平 005</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-830	
419	茂平	<u>205K 茂平 006</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-831	
420	茂平	<u>205K 茂平 007</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-832	
421	茂平	<u>205K 茂平 008</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-833	
422	茂平	<u>205K 茂平 009</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	II-834	
423	茂平	<u>205K 茂平 010</u>	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	茂平	
424	茂平	<u>205D 茂平 001</u>	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	I-29140	

425	茂平	205D 茂平 002	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29139	吉田文化 会館	
426	茂平	205D 茂平 003	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	Ⅱ-29141		
427	茂平	205D 茂平 004	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29143		
428	茂平	205D 茂平 005	土石流	○	R3.6.1	Ⅱ-29146		
429	山口	205D 山口 001	土石流	○	H19.3.20	Ⅰ-29052		
430	山口	205D 山口 002	土石流	○	H19.3.20	Ⅰ-29053		
431	山口	205D 山口 003	土石流	○	H19.3.20	Ⅰ-29055		
432	山口	205D 山口 004	土石流	○	H19.3.20	Ⅰ-29056		
433	山口	205D 山口 005	土石流	○	H19.3.20	Ⅰ-29057		
434	山口	205D 山口 006	土石流	○	H19.3.20	Ⅱ-29054		
435	山口	205D 山口 007	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29068		
436	山口	205D 山口 008	土石流	○	R3.6.1	Ⅲ-29067		
437	吉田	205K 吉田 001	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅲ-0 143		吉田文化 会館
438	吉田	205D 吉田 001	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29079		
439	吉田	205D 吉田 002	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29080		
440	吉田	205D 吉田 003	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29081		
441	吉田	205D 吉田 004	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29082-1		
442	吉田	205D 吉田 005	土石流	○	R3.6.1	Ⅰ-29082-2		
443	吉田	205D 吉田 006	土石流	×(対 象外)	H27.3.31	Ⅰ-29083		
444	吉田	205D 吉田 007	土石流	×(該 当無)	H28.3.29	Ⅲ-29049		
445	吉浜	205K 吉浜 001	急傾斜地の崩壊	○	H24.3.27	Ⅰ-1090	金浦公民館	
446	吉浜	205K 吉浜 002	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅰ-1090-1		
447	吉浜	205K 吉浜 003	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅰ-2266		
448	吉浜	205K 吉浜 004	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅰ-2267		
449	吉浜	205K 吉浜 005	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅰ-2268		
450	吉浜	205K 吉浜 006	急傾斜地の崩壊	○	H25.3.15	Ⅰ-2269		
451	吉浜	205K 吉浜 007	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H26.2.14	Ⅰ-1089		
452	吉浜	205K 吉浜 008	急傾斜地の崩壊	×(対 象外)	H27.3.31	Ⅰ-1092		
453	吉浜	205K 吉浜 009	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-813		
454	吉浜	205K 吉浜 010	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	Ⅱ-815		
455	吉浜	205K 吉浜 011	急傾斜地の崩壊	○	R3.6.1	吉浜		
456	吉浜	205D 吉浜 001	土石流	○	H25.3.15	Ⅰ-29023		
457	吉浜	205D 吉浜 002	土石流	○	H25.3.15	Ⅰ-29024		
458	吉浜	205D 吉浜 003	土石流	○	H25.3.15	Ⅰ-29026		
459	吉浜	205D 吉浜 004	土石流	○	H25.3.15	Ⅱ-29022		
460	吉浜	205D 吉浜 005	土石流	○	H25.3.15	Ⅱ-29025		
461	吉浜	205D 吉浜 006	土石流	×(該 当無)	H27.3.31	Ⅰ-29034		

別表第1（第4条関係）

笠岡市災害対策本部組織表





消防組合 —— 消防長 —— 消防署
管理者 (市長)

別表第2（第6条関係）

班の編成及び所掌事務

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
危機管理部 部長 危機管理 部長	—	危機管理課員	(1) 本部会議に関する事。 (2) 本部長の指令に関する事。 (3) 県災害対策本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 自衛隊の派遣要請及び自衛隊その他の応援団体の受入れ並びに配置計画に関する事。 (5) 避難の計画、勧告及び指示に関する事
政策部 部長 政策部長	企画政策班 班長 企画政策 課長	企画政策課員	(1) 災害に係る市民への広報活動に関する事。 (2) 災害に係る市民相談窓口の設置に関する事。 (3) 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。 (4) 報道機関との連絡対応に関する事。 (5) 行政協力委員等との連絡調整及び協力要請に関する事。 (6) 所管施設の防災及び被害調査に関する事。 (7) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する事。 (8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事。 (9) 他班の応援協力に関する事。
	秘書班 班長 秘書課長	秘書課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察者、見舞者の対応に関する事。 (3) 他班の応援協力に関する事。
	定住促進班 班長	定住促進センタ 一員 (出張所員を除く)	(1) 他班の応援協力に関する事。

定住促進 センター 所長		
協働のまち づくり班 班長 協働のま ちづくり 課長	協働のまちづく り課員 (出張所員を除 く)	(1) 災害ボランティアに関する事 こと。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関する事 こと。 (3) 他班の応援協力に関する事 こと。
デジタル推 進班 班長 デジタル 推進課長	デジタル推進 課員	(1) 電算機器の点検及び復旧に関する事 こと。 (2) 他班の応援協力に関する事 こと。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
総務部 部長 総務部長	総務班 班長 総務課長	総務課員	(1) 気象予報, 雨量, 水位等の情報収集, 伝達及び記録 に関する事 こと。 (2) 被害状況の総合取りまとめに関する事 こと。 (3) 防災活動等の実施状況の把握及び記録に関する事 こと。 (4) 電算機器の点検及び復旧に関する事 こと。 (5) 危機管理部の応援協力に関する事 こと。
	人事班 班長 人事課長	人事課員	(1) 各部の非常配備人員の把握に関する事 こと。 (2) 災害対策に係る時間外手当等諸手当の取りまとめに 関する事 こと。 (3) 職員の福利厚生に関する事(非常配備要員の食事 手配を含む。) (4) 他班の応援協力に関する事 こと。

財政班 班長 財政課長	財政課員	(1) 行政財産の緊急使用に関する事 (2) 諸車船(作業用自動車は除く。)の非常配置に関する事 (3) 通信手段の確保に関する事 (4) 緊急輸送の確保に関する事 (5) 市有財産の被害状況の取りまとめに関する事 (6) 災害対策関係予算に関する事 (7) 所管施設の防災及び被害調査に関する事 (8) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する事 (9) 他班の応援協力に関する事
税務班 班長 税務課長	税務課員	(1) 被災調査に関する事 (2) 災害に伴う市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減額又は免除措置に関する事 (3) 他班の応援協力に関する事
収納対策班 班長 収納対策課長	収納対策課員	(1) 被災調査に関する事 (2) 災害に伴う市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関する事 (3) 本部活動資材の調達、保管及び払出しに関する事 (4) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事 (5) 他班の応援協力に関する事
出張所班 班長 各出張所 主査	出張所員及び 第7条第1項 ただし書の規 定に基づき指 定された職員	(1) 出張所管内における災害応急対策に関する事 (2) 出張所管内における災害情報の収集に関する事 (3) 島しょ部の避難所の開設及び管理に関する事

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
市民生活部 部長 市民生活 部長	市民班 班長 市民課長	市民課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救護所，避難所の開設及び管理に関すること。 (2) 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関すること。 (3) 災害に伴う国民年金保険料の免除受付に関すること。 (4) 災害に伴う国民健康保険被保険者証の再交付に関すること。 (5) 災害に伴う国民健康保険一部負担金の減額又は免除措置に関すること。 (6) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (7) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関すること。 (8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 (9) 他班の応援協力に関すること。
	人権推進班 班長 人権推進 課長	人権推進課員 及び吉田文化 会館員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。
	環境班 班長 環境課長	環境課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の廃棄物の収集及び清掃に関すること。 (2) 被災地の環境衛生の指導に関すること。 (3) 災害による犠牲者の埋火葬(手続きを除く。)に関すること。 (4) 死亡畜獣等の処理に関すること。 (5) 災害による複合公害の発生予防及び防止対策処置に関すること。 (6) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (7) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
健康福祉部 部長 健康福祉 部長	地域包括ケ ア推進班班 長 地域包括 ケア推進 室長	地域包括ケア 推進室員	(1) 他班の応援協力に関する事 こと。
	地域福祉班 班長 地域福祉 課長	地域福祉課員	(1) 災害時要援護者避難支援に関する事 こと。 (2) 災害救助法の適用関係事務に関する事 こと。 (3) 被災者の把握及び生活支援に関する事 こと。 (4) 災害証明に関する事 こと。 (5) 援護物資，義援金の募集及び配分に関する事 こと。 (6) 災害弔慰金及び見舞金品の支給等に関する事 こと。 (7) 災害援護資金等の貸付に関する事 こと。 (8) 赤十字奉仕団，民生委員児童委員等社会福祉事業 団体との連絡及び協力要請に関する事 こと。 (9) 福祉避難所に関する事 こと。 (10) 福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関する事 こと。 (11) 所管施設の防災及び被害調査に関する事 こと。 (12) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する事 こと。 (13) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事 こと。 (14) 他班の応援協力に関する事 こと。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
	長寿支援班 班長 長寿支援課 長	長寿支援課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に伴う介護保険被保険者証等の再交付に関する こと。 (2) 災害に伴う介護保険一部負担金の減額又は免除措 置に関すること。 (3) 介護サービス事業者等との連絡調整に関するこ と。 (4) 災害時要援護者避難支援に関すること。 (5) 福祉避難所に関すること。 (6) 福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関するこ と。 (7) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (8) 他班の応援協力に関すること。
	健康推進班 班長 健康推進 課長	健康推進課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災傷病者の緊急救護及び被災者の健康管理に関 すること。 (2) 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 (3) 応急救助用医薬品その他医療資材の確保及び補給 に関すること。 (4) 被災地における臨時予防接種，その他防疫に関す ること。 (5) 被災地における衛生状態の調査及び保健指導に関 すること。 (6) 災害時要援護者避難支援に関すること。 (7) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (8) 他班の応援協力に関すること。
	恵風荘班 班長 恵風荘所 長	恵風荘所員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入所者の避難に関すること。 (2) 救護施設の防災及び被害調査に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
こども部 部長 こども部 長	子育て支援 班 班長 子育て支 援課長	子育て支援課 員	(1) 所管施設の防災及び被害調査に関する事 こと。 (2) 他班の応援協力に関する事 こと。 (3) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する こと。 (4) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する こと。
	こども育成 班 班長 こども育 成課長	こども育成課 員及び保育所 員	(1) 保育児童の安全に関する事 こと。 (2) 被災児童の保育料の減額に関する事 こと。 (3) 所管施設の防災及び被害調査に関する事 こと。 (4) 他班の応援協力に関する事 こと。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
建設部 部長 建設部長	建設管理班 班長 建設管理 課長	建設管理課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業者に対する連絡調整に関すること。 (2) 災害に伴う道路交通の禁止又は制限に関するこ と。 (3) 農地，農業用施設の防災及び被害調査に関するこ と。 (4) 山林，治山施設及び林道の防災並びに被害調査に 関すること。 (5) 排水機場の管理に関すること。 (6) 応急復旧に関すること。 (7) 応急対策用資材の調達，出納，保管及び輸送に関 すること。 (8) 作業用車両の配車及び調達に関すること。 (9) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関するこ と。 (10) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関す ること。
	建設事業班 班長 建設事業 課長	建設事業課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路，橋梁，河川，港湾，漁港その他土木施設の 防災及び被害調査に関すること。 (2) 水防活動における企画，状況判断，緊急対策及び 技術指導に関すること。 (3) 建設部建設管理班の応援協力に関すること。
	都市計画班 班長 都市計画 課長	都市計画課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急仮設住宅等の建設に関すること。 (2) 被災関連団地の住宅使用料の徴収猶予及び減額 措置に関すること。 (3) 建築物の応急危険度判定に関すること。 (4) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (5) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
産業部 部長 産業部長	農政水産班 班長 農政水産 課長	農政水産課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農作物、水産物及び家畜の防災並びに被害調査に関すること。 (2) 農作物の病害予防及び技術指導に関すること。 (3) 家畜の防疫に関すること。 (4) 農業、水産及び畜産諸団体との連絡調整に関すること。 (5) 農林水産物及び家畜等のり災証明に関すること。 (6) 農林水産被害の復旧資金に関すること。 (7) 他班の応援協力に関すること。 (8) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関すること。 (9) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。
	商工観光班 班長 商工観光 課長	商工観光課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業関係の被害状況の取りまとめに関すること。 (2) 商工業関係のり災証明に関すること。 (3) 被災商工業者の復旧資金のあっ旋に関すること。 (4) 所管施設、観光施設の防災及び被害調査に関すること。 (5) 他班の応援協力に関すること。
	ふるさと寄 附班 班長 ふるさと 寄附課長	ふるさと寄附 課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
上下水道部 部長 上下水道 部長	水道班 班長 水道課長	水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設及び庁舎の防災及び被害調査に関すること。 (2) 災害(水道関係)に係る市民への広報活動に関すること。 (3) 被災地の水道料金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (4) 水道関係の応急対策用資材の調達, 出納及び保管に関すること。 (5) 給水装置工事事業者に対する連絡調整に関すること。 (6) 水道関係の災害応急対策費の予算措置に関すること。 (7) 被災地に対する飲料水の供給に関すること。 (8) 応急仮設住宅等への給水施設の設置に関すること。 (9) 被災地の水質検査に関すること。 (10) 水道施設の応急復旧に関すること。 (11) 課内の連絡調整及び本部連絡に関すること。 (12) 他班の応援協力に関すること。
	下水道班 班長 下水道課長	下水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の防災及び被害調査に関すること。 (2) 災害(下水道関係)に係る市民への広報活動に関すること。 (3) 被災地の下水道使用料及び受益者負担金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (4) 排水設備指定工事店に対する連絡調整に関すること。 (5) 下水道関係の災害応急対策費の予算措置に関すること。 (6) 下水道施設の応急復旧に関すること。 (7) 課内の連絡調整及び本部連絡に関すること。

			(8) 他班の応援協力に関する事。
会計管理部 部長 会計管理者	会計班 班長 会計課長	会計課員	(1) 災害時の会計事務に関する事。 (2) 災害見舞金の受領保管に関する事。 (3) 他班の応援協力に関する事。
部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
市民病院部 部長 病院事業 管理者 副部長 院長 管理局長	診療班 班長 診療部長	診療部員	(1) 入院患者等の避難に関する事。 (2) 救護班の編成派遣に関する事。 (3) 傷病者の応急救護に関する事。 (4) 笠岡医師会医療救護隊との連絡調整に関する事。 (5) 他の医療機関に対する応援要請に関する事。
	薬剤班 班長 薬剤部長	薬剤部員	(1) 薬剤の調達、出納及び保管に関する事。 (2) 他の医療機関に対する応援要請に関する事。 (3) 他班の応援協力に関する事。
	看護班 班長 看護部長	看護部員	(1) 入院患者等の避難に関する事。 (2) 救護班の編成派遣に関する事。 (3) 傷病者の応急救護に関する事。 (4) 他の医療機関に対する応援要請に関する事。
	事務班 班長 事務課長	事務局員	(1) 医療用資材の調達、出納及び保管に関する事。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関する事。 (3) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事。
	病院建設推進班 班長 病院建設推進課長	病院建設推進課員	(1) 他班の応援協力に関する事。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
教育部 部長 教育長 副部長 教育部長	教育総務班 班長 教育総務 課長	教育総務課員	(1) 教育施設の緊急使用に関すること。 (2) 教育関係の災害応急対策費の予算措置に関するこ と。 (3) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (4) 教育委員会所管施設の防災及び被害調査の統括に 関すること。 (5) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する こと。 (6) 他班の応援協力に関すること。
	学校教育班 班長 学校教育 課長	学校教育課員	(1) 幼稚園及び各小中学校との情報連絡に関するこ と。 (2) 児童生徒等の避難計画及び指示に関すること。 (3) 被災地の児童生徒等及び教職員の応急救護 並びに保健衛生に関すること。 (4) 被災地の児童生徒等の就学に関すること。 (5) 被災児童生徒等に対する教科書等の供給に関する こと。 (6) 所管諸施設の防災及び被害調査に関すること。 (7) 他班の応援協力に関すること。
	生涯学習班 班長 生涯学習 課長	生涯学習課員	(1) 所管施設の緊急使用に関すること。 (2) 文化財の防災及び被害調査に関すること。 (3) 社会教育団体等との連絡調整及び協力要請に関す ること。 (4) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (5) 他班の応援協力に関すること。
	スポーツ推 進班 班長	スポーツ推進 課員	(1) 所管施設の緊急使用に関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。

	スポーツ 推進課長		
	学校給食セ ンター班 班長 学校給食 センター 所長	学校給食セン ター所員	(1) 非常炊き出しの実施時における協力に関するこ と。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。

部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項
協力部 部長 議会事務 局長	協力班 班長 議会事務 局次長 副班長 監査委員 事務局長 及び選挙 管理委員 会事務局 長	議会事務局 員, 監査委員 事務局員及び 選挙管理委員 会事務局員	(1) 市議会との連絡調整に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。

団	分団	所管事務
消防団 副団長 分団長	消防分団 15 分団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急通信連絡に関する事。 (2) 災害の警戒及び防御に関する事。 (3) 災害に係る市民への広報活動に関する事。 (4) 避難の指示，誘導及び救出に関する事。 (5) 行方不明者の捜索に関する事。 (6) 災害地の緊急復旧に関する事。 (7) 組合消防との連携に関する事。 (8) 地区内の危険箇所等の状況把握及び情報収集並びに本部連絡に関する事。

条例協定等 2-22 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定により、岡山県（以下「県」という。）が県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等（以下「災害等」という。）は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長（以下「要支援市町村長等」という。）が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等
- (2) 火災防御活動 消火活動
- (3) 救急活動 重篤傷病者の搬送及び緊急医療（救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合。）
- (4) 救助活動 人命救助のための特別な活動（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (5) 救援活動 救援物資、資機材、人員等の輸送

(運行時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運行時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センターに、消防防災ヘリコプター緊急運行要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミ

り等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時，場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職，氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

(消防防災ヘリによる支援)

第7条 知事は，前条の規定による要請を受けたときは，直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上，要支援市町村長等に対し，支援を行うことを回答するとともに，直ちに消防総裁ヘリを出動させるものとする。

2 知事は，災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し，かつ，要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは，前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合，知事は，速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は，次に掲げる理由により要請に応じることができないときは，その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運行ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

(消防防災航空隊の指揮)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において，災害現場における消防防災航空隊の指揮は，要支援市町村長等の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。ただし，消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは，その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(事前計画)

第9条 市町村等の長は，消防防災ヘリによる支援を受ける場合の事前計画を作成し，あらかじめ県知事に提出するものとする。その内容に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の事前計画の内容は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリの活動拠点としての最適な飛行場外離着陸場等の位置図等
- (2) 消防防災ヘリと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な措置
- (4) 消火及び救急援助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は，県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成 21 年 8 月 27 日

岡山県
岡山県知事 石井正弘

笠岡市
笠岡市長 高木直矢

別記様式 1

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 機 関	機関名	担当者職 氏 名 電 話
災 害 種 別	火災 救助 救急 救援 その他 ()	
要 請 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 等 発 生 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 等 発 生 場 所		指定地図 P 縦 横
緊 急 離 着 陸 上		指定地図 P 縦 横
使 用 可 能 水 利		指定地図 P 縦 横
災害発生現場の気象状況	天候 風向 風速 m/s 視程 m	
必 要 資 機 材 ・ 数 量		
現 場 最 高 指 揮 者	職氏名	無線局名
具体的な要請内容等		

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定変更協定

岡山県と笠岡市とは、平成21年8月27日付けで締結した岡山県消防防災ヘリコプター支援協定(以下「原協定」という。)の一部を次のように変更する協定を締結する。

(第4条の変更)

第1条 原協定第4条各号を次のように改める。

- (1)災害応急対策活動
- (2)火災防御活動
- (3)救急活動
- (4)救助活動

(第8条の変更)

第2条 原協定第8条を次のように改める。

(消防防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(第9条の削除等)

第3条 原協定中第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両方記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成26年3月24日

岡山県

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

笠岡市

笠岡市長 三 島 紀 元

条例協定等 2-68 災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）、岡山県建設業協会笠岡支部（以下「乙」という。）、萩原工業株式会社（以下「丙」という。）、株式会社アクティオ中国支店（以下「丁」という。）、三共リース株式会社（以下「戊」という。）及び株式会社東洋リース（以下「己」という。）は、笠岡市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における応急・復旧活動の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が行う応急活動等に対する乙、丙、丁、戊及び己の協力に関し、必要な事項を定め、甲における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（協力体制の確保及び整備）

第2条 災害発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うことができる。

2 前項に規定する要請に対して、乙は丙、丁、戊及び己に協力要請を行うことができる。

3 丙、丁、戊及び己は、乙の協力要請に対して可能な限り優先的に乙が必要となる物資の供給を行う。

4 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

5 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（応急・復旧活動の内容）

第3条 この協定の対象となる甲が乙に要請する応急・復旧活動とは、次に掲げるものとする。

(1) 甲が管理する道路、河川、山林及び施設等（以下「公共施設」という。）及び避難所の応急・復旧作業

(2) 公共施設及び避難所等へのブルーシートの貼り付け作業

(3) その他甲が必要とし、乙が対応可能な応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急・復旧活動の実施について、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急・復旧活動の実施場所

(2) 応急・復旧活動の内容

(3) その他必要な事項

（活動実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに乙の会員の内から応急・復旧活動を実施するもの（以下「活動実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急・復旧活動の指示）

第6条 活動実施者は、甲の指示を受けて応急・復旧活動を実施するものとする。

（実施報告）

第7条 活動実施者は、第4条の要請により応急・復旧活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急・復旧活動の実施期間及び場所

- (2) 応急・復旧活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担及び支払)

第8条 応急・復旧活動の実施にあたって要した費用（以下「委託料」という。）は、災害発生直前の価格を基準とし、やむを得ない事情がある場合には、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、第7条の報告が提出されたときはその内容を審査し、合格した場合は、活動実施者は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に活動実施者に委託料を支払うものとする。

3 委託料のうち、土のう仕捨運搬積立費は、毎年度甲乙で協議の上、別に定めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく応急・復旧活動を円滑に実施するため、甲にあつては当該活動を実施する建設部長を、乙にあつては支部長を連絡責任者とする。

(損害の負担)

第10条 活動実施者は、業務の実施に伴い、甲又は活動実施者の責に帰さない理由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは活動実施者に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置については甲及び活動実施者が協議して定める。

2 甲及び活動実施者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める給付又は補償の対象となる場合には、当該給付又は補償を優先するものとする。

(1) 応急対策業務に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等による療養その他の給付又は補償

(2) 当該損害について、乙又は応急対策業務に従事する者等が締結した損害保険契約等による保険給付

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己による協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙、丁、戊及び己が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書6通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

(既存の協定の効力)

第13条 市及び岡山県建設業協会笠岡支部で既に締結済みの平成17年8月5日付け「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」及び令和2年4月16日付け「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」は、この協定締結と同時に効力を失う。

令和5年5月19日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

- 乙 岡山県笠岡市四番町7番地3
岡山県建設業協会笠岡支部
支部長 天野 和彦
- 丙 岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅野 和志
- 丁 広島県広島市南区京橋町1-23
大樹生命広島駅前ビル6階
株式会社アクティオ中国支店
支店長 小櫻 勝彦
- 戊 岡山県浅口市鴨方町鴨方1546-1
三共リース株式会社 鴨方営業所
所長 森分 靖
- 己 岡山県浅口市金光町佐方230-1
株式会社東洋リース 浅口営業所
所長代理 三宅 将八

条例協定等 2-69 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と坂本産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれのある場合において、乙が所有する施設を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、地域の安定を図るため、乙の所有する施設を地域住民が一時的に避難する避難施設として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を避難施設として地域住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	坂本産業株式会社
所在地	笠岡市走出670番地1
所有者	坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三
構造等	鉄骨造 2階建
建築年	平成14年

（使用範囲）

第3条 避難施設として使用する範囲は、次のとおりとする。

一時避難施設	2階食堂	使用床面積	223㎡
		床面高	3.5m
		収容人員	約70名
	駐車場	使用面積	約400㎡
		駐車可能台数	約20台

（利用の協力要請）

第4条 甲は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、笠岡市地域防災計画に定める避難所だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難施設として使用するため、乙に対し、前条に掲げる避難施設について、使用の協力要請をすることができる。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、協力要請書（様式第1号）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難施設として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（利用の承認）

第5条 乙は、甲からの第4条第2項の協力要請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、甲に許可する旨を伝え、甲は、乙が示す使用条件に基づき使用するものとする。

- 2 当該施設の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第6条 当該施設の使用期間は、災害の程度及び甲の指定する避難所の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

- 2 甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。ただし、災害の程度等によって、避難が長期化する場合は、甲は、乙が許可する期間中に当該施設への避難者を甲が指定する避難所（あるいは応急仮設住宅）へ移送するよう努めるものとする。

（物品の提供）

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、乙の所有する物品を提供できるものとし、提供した物品の費用は甲が負担するものとする。

(避難施設の管理運営及び責任)

第8条 避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難施設で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難施設の状況を勘案し、必要に応じて運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民が避難した際に発生した避難施設の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(返還)

第9条 避難施設としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、一時避難施設使用終了連絡書(様式第2号)にて通知し、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年10月26日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

乙 岡山県笠岡市走出670番地1
坂本産業株式会社
代表取締役社長 坂本 修三

様式第1号（第4条関係）

緊急・重要

年 月 日

坂本産業株式会社 御中

笠岡市長

協力要請書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	坂本産業株式会社
内 容	・一時避難施設としての施設利用 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

坂本産業株式会社 御中

笠岡市長

一時避難施設使用終了連絡書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第8条の規定により、下記のとおり、使用終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	坂本産業株式会社
内 容	・一時避難施設の閉鎖 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

事務担当者名簿

名 称	坂本産業株式会社		
所在地	岡山県笠岡市走出670番地1		
代表者氏名	代表取締役		
坂本産業担当部署	電話番号	0865-65-0311	
	FAX	0865-65-	
	E-mail		
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 _____			
			携帯
	TEL（勤務時間外） _____		
第2順位者 _____			
			携帯
	TEL（勤務時間外） _____		
第3順位者 _____			
			携帯
	TEL（勤務時間外） _____		

名 称	笠岡市
所 在 地	笠岡市中央町1番地の1
担 当 課	危機管理部危機管理課
電 話	0865-69-2222
F A X	0865-69-2190
夜間・休日連絡先	0865-69-2111（宿直）